

# 第3回敷島エリアグランドデザイン検討会

## 議事要旨

日時：令和5年12月4日（月） 13：00～14：30

場所：群馬県庁舎 29階 第1特別会議室

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 議事

#### (1) マスターデザインについて

議長 : マスターデザインについていかがか。

A 委員 : 基本イメージ(左上)では敷島緑地のスポーツ施設や国体道路が無くなるようなイメージを持たれてしまうのでは。

事務局 : 敷島緑地のスポーツ機能も河川敷のエリアを活用して機能は維持することとしている。また、スケッチは河川敷と公園の一体化のイメージを示したものであり、国体道路等あり方は将来の社会情勢等を踏まえ今後検討していくこととしている。

B 委員 : 敷島エリアグランドデザインは50年先までを見据えたものであり、基本イメージはあくまでイメージであると伝えていくべき。  
基本イメージ(右上)で「ハンモックで昼寝」とあるが、近年の流れを汲むと利用者が各自持ち込んで出来るチェアリング等を加えると利用イメージが広がって良いのではないか。

事務局 : ハンモックは若者ワークショップで出た意見である。幅広く解釈できるようにチェアリングも含めて再考したい。

C 委員 : ゾーニングではスポーツエリアが小さくなっているが、まとめると無くなる施設が出てきてしまうのでは。ゾーニングはどこまで固めてしまうのか。

事務局 : スポーツ施設は再配置等により機能は維持することとしている。ゾーニングはあくまでイメージであり、細かい部分は融通がきくものと考えている。

議長 : ゾーニングの色の境界をぼやかして表現してはどうか。

事務局 : 資料を修正したい。

D 委員 : ゾーニングを現況と比較すると国体道路の表現が消えており、なくなってしまう印象を与えてしまうのではないか。

事務局 : 国体道路はなくすわけではなく、河川敷と公園の一体化を図りつつ社会情勢等を踏まえ、国体道路のあり方を検討すべきと考えている。誤解を招かないよう、現況の国体道路の表現を削除する。

E 委員 : ゾーニングでエントランスが示されているが、バラ園の現在のエントランス位

- 置と違うのは何か意図があるのか。また、基本イメージ(右上)のパブリックビューイングとはスポーツ観戦のことか。松林の静的利用と少し合わないのでは。
- 事務局 : エントランスは全体のバランスを見て配置している。すぐにこうすべきということではなく、公園の改修や配置見直しの際に取り入れていって欲しいと考えている。パブリックビューイングは映画鑑賞等を想定しているため、表記について再考したい。
- F 委員 : マスターデザインについて途中で見直し等は考えているのか。
- 事務局 : 50年先までを見据えているため見直しの予定はない。後に説明するデザインコードにて見直す部分、見直さない部分を整理している。
- 議長 : 以上の意見を踏まえてアドバイザーから意見を伺いたい。
- アドバイザー : この先の日本の人口変化や様々なスポーツの事情、若い人たちに必要な機能は今の公園では不足している部分もあり公園も進化していくべきである。そんな中で闇雲に開発していくのではなく、残すべき部分は残し、変えるべき部分は変えていく中で今回のマスターデザインという大きな骨格は変えず、デザインコードにて実際どう変えていくかをルール化するのは非常に大事である。
- また、先ほどから様々な意見をいただいているゾーニングと基本イメージの表現については、当初は公園全体の俯瞰した図を作成する話もあったが50年先までの公園を全て表現するのは非常に困難なため、部分ごとにパース図にて目的を表現する形で作成し、将来ビジョンを見失わないようにした。そういったことからマスターデザインは不変な部分として考えていくべきではないか。
- 議長 : 各委員・アドバイザーの意見を踏まえてマスターデザインを一部修正させていただく。

## (2) デザインコードについて

- 議長 : デザインコードについていかがか。
- G 委員 : P4 のデザインコードとデザインルールを説明する文章をもう少しわかりやすい表現とできないか。
- デザインルールについて、P11 のランドスケープ×静的エリアの「環境保全」5項目について「親水施設を設ける」とあるが必ず新設するようなイメージを持ってしまうため、「維持するとともに活用する」としてはどうか。また、建築×静的エリアの「持続性」1, 2項目について、松林とバラ園に売店や休憩施設など設ける場合も将来出てくる可能性があるため活用の妨げにならないような表現が良いのでは。
- 事務局 : 文章とデザインルールについて表現を修正する。
- H 委員 : デザインルールの適用範囲として一般公開していない浄水場も含まれるのか。P12 建築×文化研修エリアの「歴史的価値」の「文化財の本質的価値を損なう建築物は設置しない。」という表現は、浄水場施設は機械・電気施設も含まれる

ため少し強いのでは。

事務局 : デザインルール適用範囲としては浄水場も含まれる。浄水場施設のどこまで適応していくかは状況ごとに判断して欲しい。デザインルールの表現は修正する。

I 委員 : P16 の敷島デザインのピクトグラムについて、実際に公園に表示する際は記号と英語表記が標準となるのか。また、ペDESTリアンロードのピクトグラムは走る利用を促すのか、歩く利用を促すのか曖昧ではないか。

アドバイザー : ピクトグラムの表示方法は、人種の多様性等を含めて記号のみで表記するのが主体と考えているが、実際は記号と日本語を併記する形になると考えられる。園路の利用方法について、運動を促すのかゆっくりした歩行を促すのか、利用方法が混在してしまい問題となっている大型公園も多い。利用方法についてはきちんと整理し、ピクトグラムについてもその時に合わせてブラッシュアップしていくべきである。

議長 : デザインコードは動的エリアと静的エリアが分かれているが、ゾーニングと合わせて考えていくと様々な事に柔軟に対応していけるのでは。P5 の動的エリア×ランドスケープデザインコードにも「スポーツトレンドや地域ニーズに合わせた利用形態に対応できるものにする。」と謳われており、地域ニーズに合わせたという所で色々読み取れるのではないか。

アドバイザー : 今回の議題であるデザインコード・デザインルールは、市民はもちろん公園の開発に関わる方達によく読んでもらいたいと考えている。

公園の様な公共資産を中長期的に市民参画でブラッシュアップしていこうという取組の中で、基本的な考えを言語化し骨格をつくり、イメージを共有し時代に合ったものをつくっていく事例は他の自治体では存在していない。海外で同様な事例がどんどん生まれる中で、日本で初めてこのような議論ができることは新しいまちづくりのあらわれではないか。

議長 : 各委員・アドバイザーの意見を踏まえてマデザインコード・デザインルールを一部修正させていただく。

今回議論いただいたマスターデザイン、デザインコードについては修正を踏まえて、今後パブリックコメントにかけていくためご協力をお願いしたい。

以 上